

## 申請時の留意事項

申請書と併せて、以下の書類等を同封してください。

### 1 返信用切手（140円）

利用証送付のための、返信用切手（140円）を同封してください。

### 2 障がい等の状況が分かるもの

確認のため申請書の内容により次の書類の写し（1部）を添付してください。

身体障がい者	身体障害者手帳 (住所、氏名、障害等級、障害名の記載があるページ)
知的障がい者	療育手帳 (住所、氏名、障害の程度の記載があるページ)
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 (住所、氏名、障害等級の記載があるページ)
発達障がい者	医療機関、療育機関等からの証明書
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証または 特定疾患医療受給者証 (住所、氏名、病名の記載があるページ)
高齢者	介護保険被保険者証 (住所、氏名、要介護状態区分の記載があるページ)
妊産婦	母子健康手帳 (住所、氏名、出生年月日（または分娩予定日）の記載があるページ)
その他けが人または 病気等	医師の診断を記載した書面 (歩行困難な旨明記されたもの)

### 3 その他（利用証の再交付申請をする場合）

(1) 再交付申請においても、2の添付書類の提出をお願いします。

(2) 紛失した場合を除いて、使用していた利用証も併せて同封してください。

（ 代理人が窓口で申請される場合は、上記の添付書類に加えて、代理人の方の本人確認書類（運転免許証、保険証等）を持参下さい。また、下記の代理人申請欄への記載が必要です。）

【代理人申請欄】 ※申請者の承認を得ていることが必要です。

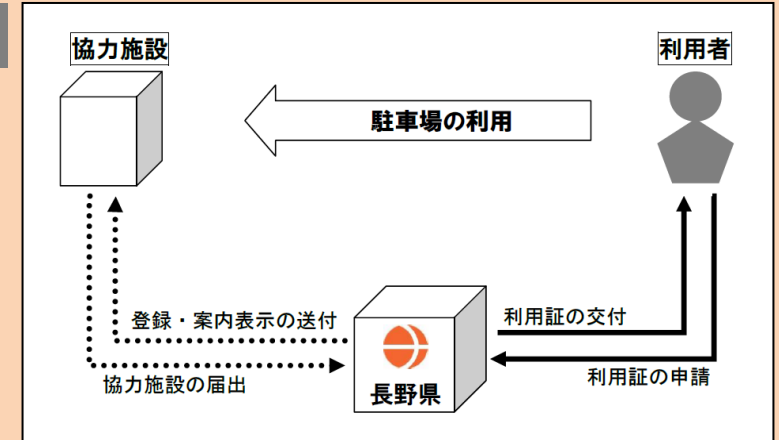
代理人氏名	
代理人住所 連絡先	〒 Tel :
申請者との続柄	

※記載された個人情報は、本駐車場利用証の交付等の事務に必要な場合のみに使用します。

# 信州パーキング・パーミット制度 が (障がい者等用駐車場利用証制度) 平成28年4月20日からスタートします

## 信州パーキング・パーミット制度の概要

◎信州パーキング・パーミット制度とは  
公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「**利用証**」を県が交付する制度です。



## ◎利用証の種類

▼車いす使用者



▼車いす使用者以外



## 利用証の掲示方法

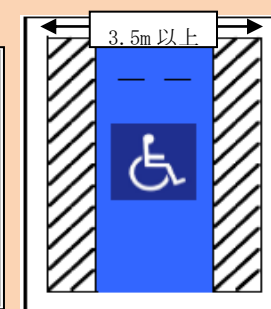
案内表示のある駐車区画を利用する際は、ルームミラーに利用証を掛けて車外から見えるようにします。



## ◎利用できる駐車場

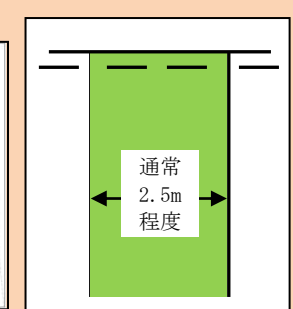
利用証は、この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。長野県では、車いす使用者用の幅広の駐車区画に加え、歩行困難な方等のために通常幅の駐車区画を確保するプラスワン方式を推進します。

▼案内表示



車いす使用者優先駐車区画  
(既存の車いすマークの駐車区画)

▼案内表示



障がい者等優先駐車区画  
(既存の出入口付近の通常区画)

県内協力施設の一覧は、長野県ホームページでご確認ください。

障がい者等用駐車場は、様々な事情により歩行が困難な方がいつでも駐車できるためのスペースです。歩行困難な方も利用しやすい駐車場にすることで、誰もが気持ちよく外出できる、福祉のまちづくりを推進しましょう。

(利用証の申請方法等は裏面をご覧ください。)



# 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度 申請等の状況について

健康福祉部地域福祉課

## 1 利用証の対象者

障がい者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで歩行が困難または歩行に介助等が必要な方

（5月10日現在の申請者数）

区 分	申請者数	（内 訳）	
		車いす 使用あり	車いす 使用なし
身体障がい者	2,004	554	1,450
知的・精神・発達 障がい者	163	19	144
難病患者	79	20	59
要介護高齢者	123	75	48
妊産婦	87	—	87
傷病者	36	8	28
計	2,492	676	1,816

## 2 利用できる駐車場

この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。  
協力施設は、県ホームページに掲載します。

（5月10日現在の協力施設数）

協力施設数	協力区画数	（内 訳）	
		車いす使用者 優先（幅広）	障がい者等 優先（通常幅）
501	1,526	875	651